慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	スコットランドにおけるナショナル・アイデンティティの政治社会 学的考察
Sub Title	Political and sociological study on Scottish national identity
Author	髙橋, 誠(Takahashi, Makoto)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication	2014
year	
Jtitle	法學政治學論究:法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu:
	Journal of law and political studies). Vol.101, (2014. 6) ,p.231- 256
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20140615-0231

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アイデンティティの政治社会学的考察 ットランドにおけるナショナル

髙

橋

誠

スコットランドのナショナル・アイデンティティの性格

二 シヴィック/エスニック二分法と批判

はじめに

シヴィック/エスニック二分法とは シヴィック/エスニック二分法に対する批判

スコティッシュ・ナショナリズムの現況

誰がスコットランド人であるのか 政治主導者のスコットランド理解

多数派によるスコットランド人理解

少数派によるスコットランド人理解

多数派・少数派のスコットランド人理解の相違

語

231

一はじめに

増加している。 典といえる文献が出版されるのは、今から三○年余り前であるが、それ以降ナショナリズムに関する文献は飛躍 アーネスト・ゲルナー、 それは、 ナショナリズムの性格が捉えがたいという質的な問題のみでなく、 アンソニー・スミスそしてベネディクト・アンダーソンらによるナショナリズム研究 ナショナリズムが予想に 的 の 正

反していまだに遍在しているという量的な問題にも起因する。

究者の関心を集めている。 韓国の対立など、 ショナリズムと呼ばれ、ナショナリズムは西から東に伝播していくというナショナリズム研究の通念の反例として研 コ ットランドにおけるナショナリズムもカタルーニャ、バスクやケベックにおけるナショナリズムと共にネオ・ナ ルカン半島の民族・エスニック紛争、 ナショナリズムは到底過去の遺物というには程遠く、 ソビエト連邦の崩壊と新生国家の誕生、 次々に顔をのぞかせる。 さらに足元を見れば日本、 本稿の題目であるス 中 玉

判を追う。 るいはシヴィック/エスニック・ナショナリズムの二分法であり、それは皮肉にも批判の対象であり続けることに をもたらしている。 よって現在でも議論の的となっている。 ナ ショナリズム研究が進むにつれ、 それら類型の祖形と言えるのが、 ナショナリズムに付される形容詞が増え、 本稿ではまず第二章第一節でこの二分法を概説した後、 コーンの二分法(Kohn's Dichotomy) また比較研究の進展は類型の多様化 と称される西 第二節でそれへの批 / 東側、

○七、二○一一年の議会選挙ではイギリスからの独立を党是とするスコットランド国民党が第一 九六〇~七〇年代にかけて自治を求める声 、が高まったスコットランドでは、 九 九九年に議会が設立され、 党になり、二〇一四

ネー

年 8 コ 九月 7 ッ いる³た お ランド Œ て顕在 は 独立 め が 程度の 独立国にな |可否をめぐる国民投票が実施される。 V 差は 0) は事実である あれど自治を求める政治的原理 る可能性は低い。 とはい え、 直 更なる権限移譲支持を合わせると七 近一 運動という意味におけるナショナリズムが 五年ほどの独立支持率は二―三割を推 八割 この人々 移 ス L コ が そ お(2) ッ 卜 ・ラン を求 ス

F

13

Ų١

して

る

較 民性やナショ が 歷史社会学』 本 そ 稿 の シ の スコティ 3 主要な目的である。 ン 内における比較研究を試みる。 ナリズム やステファン・ シ ユ の相違を理 ナ ショ 口 シュ ジ ナリズム、 解するため ヤ ルマンの分析に 1 ズ・ ブルベ 特にその基底をなすナショ に 用 イ V られる。 カーの 典型的なように、 『フランスとドイ か Ļ 本稿では変則的であるが(5) ナ ル・ 般的に類型図式は二国 アイデンティティ(4) ツの国籍とネ Ì シ 間あ ス \exists の性格を理 コ ン Ź ッ V ランド は 玉 一解すること 多 籍 玉 形 成 0 0 う 比

Survey とよ 世論 た で とによっ き彫りにする。 あ るが、 誰 籍法は に影響を与えるオピニオン・ がスコットランドの市民権を付与されるのか」、 (以下 SSAS と略す) 7 スコ ネー スコ 政治指導者の(8) テ これら政治 ットランド国民党による憲法草案や二〇一三年 シ ゚゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゙゙゙゙゙゚゙゙゙゙゙゚ \exists ッ ン 理解の表象であり、 シ ユ ナ :指導者と一 0 ナ シ 調査結果は、 'n Э メイカーらの考え方・語り方」 ナル 3 ナリズムの背景にあるナショナル・ 般レベ ア それは イデン ルに 般の おけるス 人 (9 が ティ 法律や政策の決定とにか テ あるいは ハコッ イ 「誰がスコットランド人である」と理解してい を トランド 知ることが 一一月スコットランド政府が公表した白書に提 国民投票で「 を通じて形成されるというのがブルベイ アイデンティティの性格把握を試みる。 人 できる。 か 誰が有権者であるのか」 理解を対置し、 わ る政治家や官僚、 方で Scottish Social その相違を考察するこ メデ を検証するこ イ るの - アを通 ヵ 1 か 示され の 主 張

が

第

一章の目的である。

シヴィック/エスニック二分法と批判

─ シヴィック/エスニック二分法とは

有名なのはシヴィック/エスニック二分法であろう。 ネーションとナショナリズムの変幻自在さを捉えようとこれまで多くの類型化がなされてきた。(ヨ) その中でも、

支持するものはすべて社会の成員である」という理念にもとづいたナショナリズムがシヴィック・ナショナリズムで(ピ) るものであって、後天的に選ばれるものではない」という原理や意識にもとづいたナショナリズムのことである。(w) あり、一方エスニック・ナショナリズムは「『国』に寄せる個人の思慕はなにより深く、それは先天的に受け継がれ イグナティエフの定義を引けば、「人種、肌の色、信条、性別、言語、民族性にかかわらず、その国の政治理念を

シヴィック/エスニック二分法に対する批判

したうえで比較を行うことで、自民族中心主義につながる。以上の三批判である。 粋なシヴィック/エスニック・ネーションは存在していない。さらに、シヴィック=善、 シヴィック/エスニック二分法にはこれまで数多くの批判が向けられてきた。大別すれば以下の三批判に分類され シヴィック/エスニック二分法は単純化されすぎている。そして、それは「理念型」であり、(:) エスニック=悪と価値評価 経験的 に純

シュルマンはエスニックの内容をさらに細分化し、エスニックと文化に分ける。そして、血統と人種をエスニックに、 一分法の単純さを批判する研究者はエスニックから文化を分出させる必要性を主張する。 (ユ) 例えば、 ステファン・

判

書であると理解する

のが正しいと言える。

デ

宗 ック図式を用い 言語、 伝統を文化の構成要素として振り分ける。 て多国間 比較を行い、 各国間 このネー シ その上で二分法の変形モデルであるシヴィック/文化 \exists ン理解に大差がないことを実証した。 ノエ

ス

人種差別 第二の批判 的 な白豪主義を採ってきた。 れは、 例えば、 市民的国家に分類されるイギリスやオーストラリアでも血統主義的な国籍法を導入したり、 このようにいずれの国でも二つの要素は同居 しており、 純粋にシヴィ ク/エ

第 の 批 判18 は 自 玉 .の優越性を誇るために二項図式が採用される危険性に向 けられてお り、 ヴ イ ッ ク / エ ス 二

その規範化と使われ方に対する批判と言えよう。

ク

・二分法自体

への批判というよりは、

スニックな国

[は存在しないことは経験上明らかであるという批判であ

Ź

的 ŋ 説 は典型的なフランス= 国間 である。 明するため 説明的な潜在力を回復する」という問題意識によって書かれているため、(望) ルベイカー の 国民国家の形成過程の違いによって構築されたネーショ 彼自身が主張しているように、 E は シヴィック/エ 第三の批判に注意を払いながら、 - 市民的、 スニッ F イツ= ク二分法を用いた。 エスニックという紋切り型の対立軸にもとづいた文献であるとい むしろ二分法の 与件としての二分法を単純に当てはめ ブルベ 「紋切り型で独りよがりの規定法から救い出 ン理 イカーの 解の差異を歴史社会学的に考察し、 『フランスとド シヴィック/エスニック二分法 価値 イツの国籍とネー 判 断するのではな , う認識 その差異 その の 分 は 誤 を 批 析

を説 第 崩 ティティの理解を試みる。 三章からは二分法を与件として用いるのではな するため にそれを適用するという彼の問題意識を共有することによって、 異なるグ ル 1 プ 間 0 比較 考 ス で察の コ ッ 1 結果顕在 -ラン F 花 の ナ た微 シ \exists 視 ナ ル 的 な P 相 違

概観する

\equiv スコットランドのナショナル・アイデンティティの性格

(-)スコティッシュ・ナショナリズムの現況

ティの性格について考察していく。その前提として、本節ではまずスコットランドにおけるナショナリズムの現況を 前章を受けて、 本章ではスコットランドにおけるナショナリズム、特にその基盤となるナショナル・アイデンティ

政治的単位 Parliament) ナルな共同体と政治的共同体の合致を志向する政治的原理」という定義は、多様化した定義の核を成している。 そもそもナショナリズムの定義は研究者の数と同数だけ存在するとも言えるが、アーネスト・ゲルナーの スコットランドにおけるナショナリズムはまさにこの定義上にあると言える。一九九九年の議会(the Scottish の 一 の開設や、 致への志向・運動の高まりの帰結と言えるのではないだろうか。 二〇一四年に実施されるイギリスからの独立賛否をめぐる国民投票は、 ナショナルな単位と ナ ショ

を経て「連合主義の絶頂期」 められ の翌年に行われた住民投票では賛成が上回ったものの、 のオイルだ。」(It's Scotland's oil.)をスローガンにスコットランド国民党の得票率が上昇する一九六〇~七〇年代に求 議会設置を含めたウェストミンスターからの権限移譲、 これは一九七八年に労働党政権による議会 スコットランド国民党の獲得議席数から明らかなように、自治を求める声は下火になるが、一九七九年に を迎えた後、 経済が停滞し始める反面、 (Assembly) 四〇パーセント条項の縛りによって議会設置は見送られた。 さらには独立を求める声の拡大の端緒は、 設置住民投票法案成立に結び付くのであるが、 北海油田が発見され、「それはスコットランド 二つの世界大戦

その後、

ニー・ブレアは議会開設賛否の住民投票を実施し、 相 の座に就くサッチャ を契機に、 再び権限委譲 1 率いる保守党政権 への要求が再燃する。 の政策の不人気、それに起因する 今回は七四・三パーセントの賛成をもって可決され、 この要求を受け、 九九七年に政権に就 「民主主義の赤字」 (democratic Ų١ た労働党党首 二年後

九九九年にスコットランド議会が開設された。

表並立制とは異なり、 ることは難しいとされる。だからこそ尚更、二〇一一年の選挙結果は意外だったのである。 (ミョ) past the post)で七三議席、 二〇一一年の選挙では大躍進し単独で過半数の議席を獲得した。 トランド国民党が労働党を逆転する。 九九九年、二〇〇三年のスコットランド議会選挙では労働党が第一党となるが、 付加議員制ではより多様な民意が反映される仕組みとなっているため、 付加議員制 ナショナリスト党の人気は一過性であると見做されていたが、その予想に反し、(%) (additional member system) で五六議席が選出されるが、 スコットランド議会選挙では単純小選挙区制 四年後の選挙では僅差でス 単独で過半数を獲得 日本の小選挙区比例代 コッ す

る予定である。 国民投票の実施を取り付けた。 Scotland) 一二年にウェストミンスターとエディンバラ協定を結び、二〇一四年九月一八日にイギリスからの独立可(ミョ) スコットランド国民党は一九三四年にスコットランド党(Scottish Party)とスコットランド民族党 の合同により成立し、その党是はスコットランドのイギリスからの独立にある。 仮に賛成多数となった場合、二〇一六年三月二四日にスコット 国民党率いる政権は二〇 ランドは主権 (National Party of 否をめ 国家とな

独立に関しては二の足を踏む人が多いというのが客観的な分析であると言えよう。(⑸ 六割程の支持を集めているため、 九九七年から二〇一二年まで二―三割程で推移し、 ゲルナーの定義上のナショナリズムはスコットランドにおい 大きな変動は見られ 以上が主に政治的 ない3 て観察され 更なる 側 面 委譲 か 237

分離 は五 独立自体の支持率は一

:かに近年スコットランド国民党は躍進し国民投票実施に漕ぎつけたのであるが、 (③)

得票率・

議席獲得数とは

兄た近年のスコティッシュ・ナショナリズムの概要である。

二 政治主導者のスコットランド理解

NATO など超国家・政府間機関との関係をめぐる論点に焦点が当てられていると言える。 ステイナビリティ、 民投票が迫り、 通貨、 独立をめぐる議論の論点は徐々に明確になり具体性を帯びてきたが、 あるいは福祉政策等、 ひろく経済・財政、または「小さな国」 主に油口 としてヨー 田 13 頼 口 ッ パ連合や 0) サ

することによってスコットランドが如何に理解されているのか、その一端を知ることが出来るのである。 付けはネー 白書の中で、 『Scotland's Future: Your Guide to an Independent Scotland』を二〇一三年一一月に公表した。 スコットランド政府は、 ショ 本稿が着目するのは市民権に関する項目である。なぜなら、 ンの自己理解、 これらの論点に回答を与えながら独立国家としてのスコットランドの青写真を示す白書 つまりナショナル・アイデンティティの表象だからである。 市民権・ 国籍法あるいは市民・ 要するに、 六七○頁にも及ぶその 玉 [籍法を検証 玉 民 の外 延

件などはまだ具体性を欠いていると言える。 連合の法律との整合性を取らなければならないため、 本節では白書や憲法草案に示された独立後 にした憲法草案では、 わりから 二〇一三白書に提示された市民権取得経路と要件は表1の通りである。 改めてブルベイカー と血 「誰が国民投票の有権者であるのか」という視座から政治指導者のスコットランド(人) 主義 (jus sanguinis) 「この憲法施行時に主要な居住地がスコットランドである人々は市民権を獲得する」と、 の主張に拠れば、 を折衷的に採用しているという点である。 国籍法はエリートの政治的・文化的なネーション理解を基盤に形成され 「誰がスコットランドの市民権を付与されるのか」、 この表から見て取れるのは、 当然修正されることが予想される。 これは試案であり、 スコットランド国民党が二〇〇二年に公 市民権獲得要件として出生地 また、 イギリスや 加えて市民権との 移民の市 理解を検証する。 民権獲 Ė 主 1 義 市 ッ パ 関

表 1 市民権獲得経路と要件

Current Status	Scottish Citizenship				
At the date of independence					
British citizen habitually resident in Scotland on day one of independence	Yes, automatically a Scottish citizen				
British citizens born in Scotland but living outside of Scotland on day one of independence	Yes, automatically a Scottish citizen				
After the date of	of independence				
Child born in Scotland to at least one parent who has Scottish citizenship or indefinite leave to remain at the time of their birth	Yes. Automatically a Scottish citizen				
Child born outside Scotland to at least one parent who has Scottish citizenship	Yes. Automatically a Scottish citizen (the birth must be registered in Scotland to take effect)				
British national living outside Scotland with at least one parent who qualifies for Scottish citizenship	Can register as a Scottish citizen (will need to provide evidence to substantiate)				
Citizens of any country, who have a parent or grandparent who qualifies for Scottish citizenship	Can register as a Scottish citizen (will need to provide evidence to substantiate)				
Migrants in Scotland legally	May apply for naturalisation as a Scottish citizen (subject to meeting good character, residency and any other requirements set out under Scottish immigration law)				
Citizens of any country who have spent at least 10 years living in Scotland at any time and have an ongoing connection with Scotland	May apply for naturalisation as a Scottish citizen (subject to meeting good character and other requirements set out under Scottish immigration law)				

⁽注) 正確を期すため英文のまま記載。

⁽出所) The Scottish Government, 2013, p.496.

権取得要件の主眼を居住 (residency) に置いていたので、 そこからは明らかに変化が見られる。 この変化につい

考察は第四節に譲る。

を有するとされる。 住という条件付きではあるが、 エディンバラ協定による規定では、 出生地主義でも血統主義でもなく、 アイルランド共和国市民、 スコットランドに居住する英国市民のみでなく、 居住に根差して投票権が付与されていることが分かる。 英連邦市民、さらにはEU市民が国民投票における投票権 スコットランド に

は ・ウトの主張やスコティッシュ・アイデンティティやナショナリズムはシヴィック的側面が強いという研究者の認識(器) 近代のスコティッシュ・アイデンティティは種族意識より場の意識と結び付いている」という歴史家T・C(ヒロ) ・ ス

と呼応していると言える。

に ことによってはじめて位置特定(location specifying) おけるスコットランド理解の抽出を試みる。 これら投票権や市民権の将来像で可視化されたエリー することが出来ると考える。そこで、 トによるスコットランド理解は、 次節では一般人のレベ 般人のそれと比較される

誰がスコットランド人であるのか

 (Ξ)

多数派によるスコットランド人理解

1

節ではそれに倣い、 政策として顕現するネーション理解と一般人のそれには開きがあるだろうという問題意識から、 (International Social Survey Programme) ナ ョナル・ アイデンティティの比較研究を行う際に法律や政策の各国間相違を分析するのが通例であるが、 SSAS のデータからスコットランドにおける一般の人々のナショナル・ のデータを用いて一 般の人々のネーション理解の多国間比較研究を行った。 アイデンティティ理解 シュルマンは 法や 本

試

ての

0) にはその国の正式なメンバーであると認識される。 (ancestry) か、 る国 別 言す そして居住 れば国民であるためには何が必要とされているのか、 その 玉 の国籍を有する親 (residence) というアイデンティテ の 間 に生まれ、 問題はこれら三指標の何を欠いた人がどの程度国民と認知され ァイ 指 標⁴⁷ その国で育った人、 (identity marker) である。 要するに出生地 を三拍子揃えている人が、 (birthplace) 般 血 的 統

スコットランド国民であると認識されるのに必要な条件は果たして何であろうか

える。 は 多数のスコットランド人/あなたはその人をスコティッシュであると見做すか」という質問に対する回答結果である。 はないと言えるかもしれない と答えており、 人々が、たとえスコットランド訛りで話していても白人でない人はスコットランド人とは言えないと回答するだろう はその人をスコットランド人であると見做すか」という質問に対する回答結果は表3の通りである。 ジを回答者自身より排他的であると認識していることが分かる。 コ り一つの指標となっていることを推察できる⁽³⁾ の ットランド人ではないと回答していることから、 まず表2は 次に「スコットランド訛りで話す白人でない人がスコティッシュであると主張している場合、 表から、 回答者自身の結果を鑑みるに、 回答者は他の大多数のスコットランド人、つまり回答者による平均値としてのスコットランド・ 「スコットランドに永住するイングランド生まれの人がスコティッシュであると主張している場合、 般にエスニシティという指標がスコットランド人であることの要件であろうと認識されてい が、 問題なくスコットランド人であるとの回答は四分の一 エスニシティは出生地と比較してスコットランド人であることの重要な指 出生地が重要な指標と認知されているということも分かる。 また、過半数がイングランド生まれの永住 程であり、 大多数の人/あなた エ スニシティが 回答者は他 者 は 大 B ス

241

ある

は

長年スコットランドに住んでいる/いた」ことを推測させるアクセント、そしてスコットランド人の親を持つ、

表

4がこのことの証左となってい

る。

表4からまず看取できるのは、

「幼少期にスコットランドで育った」、

表3 白人でない+スコットランド 訛りで話す人の承認(大多数/ 自分)

	大多数	自分
	%	%
絶対に	5	23
おそらく	37	47
おそらく違う	42	19
絶対に違う	12	9
わからない	3	2
Base	1508	1508

(出所) SSAS 2003, Ross Bond (2006) をも とに作成。

表2 イングランド生まれスコット ランド居住者の承認(大多数/ 自分)

	大多数	自分
	%	%
絶対に	5	11
おそらく	25	33
おそらく違う	50	34
絶対に違う	18	20
わからない	2	2
Base	1508	1508

(出所) SSAS 2003, Ross Bond (2006) をも とに作成。

コットランド人としての承認

	アクセント	出生地	スコット ランド人 の親
	%	%	%
絶対に	4	20	5
おそらく	35	55	33
おそらく違う	29	15	35
絶対に違う	29	7	24
分からない	3	2	3
N	1549	1549	1549

(出所) McCrone, D and Bechhofer, F (2008) p.1257 の表をもとに作成。

表 5 アクセント・出生地・血統とス 表 4 血統・出生地とナショナル・アイ デンティティ

	A	В	С	D	Е	F
	%	%	%	%	%	%
絶対に	14	19	37	12	15	26
おそらく	30	39	44	26	35	42
多分違う	30	24	12	31	26	18
絶対に違う	25	16	6	28	22	11
分からない	1	1	1	3	2	2
Base	1302	1302	1302	1302	1302	1302
(33.)				,		, .

(注) a=イングランド生まれの白人 b=白人 でない c=スコットランド訛り d=スコット ランド人の親を持つとした場合、A=a、B=a+ c, C = a + c + d, D = b, E = b + c, F = b + c + dを表す。

(出所) Leith, M and Soule, D (2011) p.95 をも とに作成。

ることが分かる。

識され易いことから、 つまり血 CとFの |統という属性の増加と、 「絶対に」 スコットランド人理解にはエスニシティという指標が一つの要件になっているということが分 の数値の違いに明らかなように、 スコットランド人であると見做される率の増加が相関関係にあるということである。 白人は白人でない者よりスコットランド人であると認

か

る

人であることに必要な指標であると認識していること、 け入れるか」という質問への回答結果である。この表から回答者が抜きん出て(四分の三) ランド 表5は「スコットランド 人の親を持つ人がスコットランド人であると主張している場合、 に居住経験のない、 スコットランド訛りで話し/スコットランド生まれであり/スコ またアクセントと血統に関しては四割程の人がそう捉えてい あなたはその人をスコットランド人として受 出生地をスコットランド 卜

指標を数多く有すれば、よりスコットランド人と認識され易くなるということが分かる。 ている。そしてエスニシティ、 以上をまとめると、 スコットランド人であることの要件のうちスコットランド生まれであることが最も重要視され アクセント、 血統という指標もスコットランド人であることの要件であり、これら

2 少数派によるスコットランド人理解

本項ではそれらの属性を欠いた人が これまで検証してきたデータは主に出生地 「どのように自己同定しているか」を逆照射することによって、 ・血統 居住を三拍子揃えた多数派の認識が 反映されたものだと言える。 いのスコ

果 口 でスコティッシュを選択した人(Prioritized Scots以下PSと略す)、 ス・ ボンドは SSAS 2003 の回答者を類型化する。 それ は、 表 6 表 7 (ナシ (ナショナル・アイデンティティのみに関する ョナル・アイデンティティ以外も含む調 査結

ではスコッティッシュを選択したが、表6ではスコティッシュを選択しなかった人(Background Scots 以

調査結果)

ティ

ッ

シ

ュ

アイデンティティを前景化させることを試みる。

243

表 7 ナショナル・アイデンティティ

	%
ブリティッシュ	58
スコティッシュ	84
イングリッシュ	4
ウェールズ人	1
北アイルランド人	1
アイルランド人	3
Base	1508

(出所) SSAS 2003, Ross Bond (2006) をもとに作成。

表 6 アイデンティティ

	%
スコティッシュ	49
母親/父親	49
労働従事者	30
妻/夫	29
女性/男性	27
労働者階級	21
ブリティッシュ	13
Base	1508

(注)回答者が22の選択肢から3つずつ選択した場合の上位7カテゴリー。(出所) SSAS 2003, Ross Bond (2006)を

もとに作成。

表8 出生地・血統とナショナル・アイデンティティ

	A	В	С	D	Е	F
	%	%	%	%	%	%
Prioriotized	58	50	40	55	36	6
Background	38	44	48	21	23	21
Non-Scot	4	7	12	24	40	73
Base	1044	154	29	37	48	186

(注) a=スコットランドで出生 b=スコットランド以外で出生 c=両親ともスコットランド人 d=母/父親がスコットランド人 e=両親ともスコットランド人でないとした場合、A=a+c、B=a+d、C=a+e、D=b+c、E=b+d、F=b+e を表す。

(出所) SSAS 2003, Ross Bond (2006) をもとに作成。

表 9 血統・出生地指標を有しない人の居住期間とナショナル・アイデンティティ

	30 年以上	21-30年	11-20 年	0-10年
	%	%	%	%
Prioritized Scot	25	5	0	0
Background Scot	42	30	20	13
Non-Scot	33	65	80	87
Base	39	21	39	81

(出所) SSAS 2003, Ross Bond (2006) をもとに作成。

統 という指標数が減少するにつれ、 ス より コ n 8は ではな スコットランド人であることの要件として重要視されているという前項の結果とは逆である。 トランド人の親を持っていない人よりもPSと自己理解しているということが分かる。 出 生 そしていずれにおいてもスコティッ Щ. 血 統 統とナショナ (両親ともスコットランド人) という属性を有している人の方が、 PSと自己同定する人も減っていくということである。 ĺ アイデンティテ シュを選択しなかった人(Non-Scots 以下ではNSと略す) 、イの関係である。 まずこの表から見て取れる スコットランド生 そして、 これは出 スコッ のは 生 迤 ま \vdash である。 |地や血 れ ランド 0) 方 次 だ が の 調 血 生

統より重要視されることがないという少数派が忖度した多数派のスコットランド人理解を反映していると推 調査に対する結果である。 シュと自己理 V 表 9 は 人 の過半数が 「スコットランド人である」ではなく「スコットランド人になることが出来るか」 |解する人が増加するが、それでも二○─三○年間の居住後でさえ出生地・ スコ ットランド人と自己同定していない 出生地・血統という指標を備えていない人の間で、 N S ことが表から見て取れる。 居住期間が長くなるにつれ 血統という指標を備 これ という問 は居住 題意 が 出 識 ス 測され えて に基 生 コ V イ づ ζ 血 な

ド人であると自己同定していないということである。

査結果

(表9) との関係で注目したいのは、

血統、

出生地という指標を備えていない人の約四分の三はスコッ

・ラン

3 多数派・少数派のスコットランド人理解の相違

ど まれであることが最も重要であると捉えており、 派 改 ほ が居住だけではスコティッ めて本節第1項、 か テ の指標を多く備えることがスコティッシュであると自己理解することにとって必要であると理解してい イ の要件に含まれると認識しているということが明らかとなった。 第2項を振り返る。 シュと自己同定する指標に不十分であり、 第1項では、 またエ 多数派が スニシティ、 スコ 血統そしてアクセ ットランド人であるためには 出生地やスコットランド人である親の! 第2項の調査結果から窺える ントもスコテ ス コ \vdash 0) ラ ド 少 生 イ

れていると言えよう。

limitations)

推 備えていない「I」がスコットランド人であると自己同定することを難しくさせているのかもしれない 派に共有されているであろうスコットランド人像としての :測されうるということである。 G・H・ミードの「me」、「I」の区別を使えば、 m e は、 「me」の必要条件であろう血統 少数派が忖度するおそらく多数 出生地を

e」と第2項の調査結果、 第1項、 とくに表2、表3の「大多数の人はどのように答えるだろうか」の調査結果、 すなわち少数派側の「me」を照合すると、スコットランド人は比較的狭い範囲で理 すなわち多数派側 0 m

ティ 文化的背景を持つのか分析する必要性がある。 定するものが多い。 ランド居住者は文化的には適応し易いが、それでもスコティッシュではなく、より包摂的なブリティッシュと自己同 中で形成されるため、 とはいえアイデンティティは簡単に着脱できるものではなく、 ッシュと回答する割合は高いが、 反対に、 居住の期間と自己同定の比率は単純に相関関係にあるとは言えず、少数派がどのような出 スコットランドにおけるパキスタン移民がナショナル・アイデンティティとしては 文化的な適応には壁があり、 例えば、 フセインやミラーの研究ではイングランド生まれの(🔞) 出生地、 むしろイスラム教徒としてのアイデンティティを 血統や文化へのこだわりの複雑な関 スコッ \vdash Ö

四 考 察

強く有していることが指摘されている。

担うスコットランド国民党が二〇〇二年に発表した憲法草案のシティズンシップ条項はその証左であると言えよう。 この間ではシヴィック性が強いとされる。 ここで第三章、 第二、 節 の結果を比較考察する。 国民投票における有権者の範囲や、 右記したようにスコットランドにおけるナショナリズムは 二〇〇七年からスコットランド政権を 研 究

プケ

の理解である。

明らかである。 見てきた一般人によるスコットランド 仮にこれらがスコットランド 般人のそれよりもシヴィック的であると言えよう。 スコットランドにいる人(people in Scotland) -政治主導者の政治的・文化的理念としてのスコットランド 人理解と対置した場合に、 特に、 少数者がイメージするスコットランド人理解との差異 とスコットランドの人(people of Scotland) 政治主導者のスコティ •理 ッ 解であるのなら、 シ ユ アイデンティテ という別 第三 節 イ は は で 0

捉え方をしていると言っても良いかもしれない。

市 る 主義的 ネ ス 民権 [籍法の 反面 残され チ Ì ヤ シ 0 \exists な移民法を廃止する一方で、 ン 脱 収斂化である。 た問題は白書に提示された市民権獲得要件 国外居住者の子供には血統主義的な法律を適用しているように、 ン理解を反映したように見える、 工 ヨブ ースニッ ケが指摘する世界的な人の移動の加(5) ク化 国籍法の収斂化とは、 (de-ethnicization) シヴィックな国の典型とされていたフランスが国内移民に対する法律を厳格 その 他方で再エスニック化 源因 例えば典型的にエスニックな国と見做されていたドイ 速 が出生地主義と血 の解明である。 化 民主主義の共有や人権保護の法的整備等の まず (re-ethnicization) 統主義 りは、 出生地主義と血 外在的な原因が考えられる。 の混り 成的な要件に移行し、 が 進むことであるとい 統主義の歩み寄り、 ツが 進展58 純 そ 般 に起因 粋に う れ 0) は 人 Ó 方で が 化 血 す ク 々 す 統 3 1) の \exists

ラ 格者の子は二 市民もスコットランド市民として登録できる」 ン ここでもう一度、 F その上で、 b 籍 重 0 例えば 収斂化 国籍を条件付きで認められる 白書に提 この潮流 「母/父親または祖母 示され に乗ってい た市民権獲得経路と要件の将来像 ると言えるのではないだろうか (jure sanguinis) と国 祖父が |外出生のスコットランド人の親やスコ スコットランド という条件を付加しており の市民権獲得資格を有する場合、 (表1) をみると、 基本的 ット (re-ethnicization) ランド市民権 には出 Ų١ 生 地 ず スコ 獲得. 主 n 義 \mathcal{O} ッ 有 玉 を 資 \vdash 0

特

に移民送出

国に国

|籍 法

の再エスニック化が目立つとヨプケは分析してい

る が⁵⁹

スコ

ットランドも歴史的

に国

[外移

5 住 者を多く生み出してきた。二○○一年にディアスポラはスコットランド生まれ全体の二○パー 市民権獲得要件次第で潜在的なスコットランド市民の数は大きく変化するのである。 スコットランドと何らかの関係を有している者は世界中に二八〇〇-−四○○○万人いるとされる。 セントほどを占め この事実 7

この社会・経済的課題の解決要請も市民権獲得要件の Challenge of Growth』を公表した。 その国内問題とは先進国共通の問題でもあるが、人口減少と高齢化である。 い寛容で多様な国づくりを目指すと謳い、スコットランドとコネクションを持たない移民の受け入れを提言する一方 府 高齢化・人口減少解決の方策としてディアスポラ・国外移住者の移住・再移入の推進も示唆されているのである。 は二〇〇四年スコットランド移住を促す政策枠組みである『New Scots: Attracting Fresh Talent to Meet the 世界的な国籍法の潮流とスコットランド国内の社会・経済的問題から生じる必要性とが結節点を見出 確かに、この文書で社会的出自に関わらずすべてのスコットランド人が住みよ 「居住」 から「出生地」「血統」 これらを解決するためにスコットランド への移行の原因であると考え

5

うれる。

に 尚更であり、 能不全に陥り、 1 コ ットランド生まれのイングランドやウェールズ居住者、 ットランドとイギリスやアイルランド共和国との関係である。イギリスとアイルランドはシェンゲン協定から イングランドではヨー アウト [籍法の 連合の 収斂化と相俟ってスコットランドの市民権像が一般人のネー 加 場合によってはスコットランドとイギリス他地域の二重国籍が廃止される可能性もある。 盟国となった場合、 スコットランドを経由してイギリスに不法移民の流入がもたらされるという懸念が示され 独自の共通旅行区域 口 ッパ 連合からの脱退論議がなされ、 スコットランドとイギリスの市民権法に位相差が存在すると、 (Common Travel Area) その逆のケースの人々の利益を蔑ろにする。このことが を設けている。 反移民を党是とする政党が得票する現況にあっては ショ 仮に、 ン理解に近似したもう一 スコットランドが独立 共通旅行区域 つ てい 0 因 \exists は ス 機 プ 特 1 ス

口

コ

派

が

理 解す

Ź

スコ

ッ

トランド人とは誰

そこで、

自

言

えるかも

しれない。

スコットランドでの居住・労 表 10 働を選択した外国人はスコッ

トフント人か	
	%
強く同意	4
同意	29
どちらでもない	13
不同意	41
強く不同意	12
分からない	1
N	1549

(出所) SSAS 2005, McCrone, D and Bechhofer,

F(2008) をもとに作成。

人は懐

疑的であることが

表

10

から窺える。さらに、

[New Scots]

に対しても、

般

トランドでは約七

が 近

民 の

の数

を

British

۴

人の境界付けには差異があった。

して コ

ッ

トランド

がより寛容的な市民権法を採用することを事実上

困

難

に

最後に、

今まで見てきたように政治指導者と一

般人のス

コ

ッ

ト

・ラン

Social

Attitudes Survey ではスコッ

減らすべきであると回答している。

ナショ

ナリズムは

家 移

の操

国民の大多数の動員をともなわな

Ų١

,限り

発展 政治 割 直

L

7

くこ 作道

治のさらなる拡大をめざすスコ か ッ に近似させることによって、 1 場合、 ランド国民党は、 大多数の国 民が 自ら の ナ 'n ス ナ コ \exists ット ナリ 'n \exists ナ バズムに ランド ノリズ 4 人理 コミット の拡 解を が -する可 りを企図していると 般人の中 能性 は でも多数 低 V)65

とはな 具ではなく、

仮にナ

ショ

ナリズムの前提とも言える国民理

解に

溝

があ

る

几 結 語

れ 主 たる動 た政治主導者、 ス コ ッ 機 \vdash であった。 ラ ンド 特にスコットランド国民党のネー iz お け 本稿で検証してきたように、 るナ シ \exists ナリズムは シ ヴ イ 少なくとも シ ッ Э 的 ン 理 であるという研究者の 解 一九九七 ナシ 3 ナル・アイデンティティは SSAS に示され ・二〇〇二憲法草案や二〇〇九白書に表)共通 理 解6 に対 する疑義が 本 稿 執 筆 た 0

節で考察してきたようにスコットランド国民党の支持拡大戦略、

国内問題の解決や近接ネーショ

ン、

1 П

ッパそし

て国際法との整合性を取る必要性に迫られた末の結果であると捉えた方がより説得的であろう。

ランド国民党の理念的なネーション理解を反映していたのだろう。 データと対置した場合、 よりシヴィック的であると結論付けられるであろう。 このより寛容な市民権像はス コ ッ ŀ

解に近似したものとなった。この近似化は政治指導者の理念的なネーション理解が変化したと捉えるより、 周知させる必要性に迫られたスコットランド国民党が提示した市民権の青写真は一般の人々のスコットランド人理 ところが、 政権与党に躍り出て、 イギリスからの独立可否をめぐる国民投票を直前に控え、 具体的な国家像を人々 第三章四

作 者に付された課題であり続けていると言える。それでも、 る こっていくのか、 いはその一般人に共有されたナショナル・アイデンティティがどのように政治エリートのイデオロギー・ 本稿では、 ック性の考察という課題は断片的ではあるが少なからず果たせたと考えている。 政治指導者が生産する言説が如何に一般人の意識としてのナショナル・アイデンティティに作用し、 その相互作用を描くことは出来なかったし、それを描くことが今でもすべてのナショナリズム研究 神話化されたスコットランドにおけるナショナリズムのシ 政策を形 あ

ヴ

1

- 1 味する banal あるいは cool なナショナリズムもナショナリズムと捉えるならばナショナリズムは無意識のうちに常態化し ここでのナショナリズムは俗にいう hot なナショナリズムであり、Billig, M. 1995, Banal Nationalism, London: Sage. が意
- 2 Research Park, A., Bryson, C., Clery, E., Curtice, J. and Phillips, M. 2013, British Social Attitudes: the 30th Report, London: NatCen
- 3 Bryson, C., Clery, E., Curtice, J. and Phillips, M. 2013
- 4 ナショナルもアイデンティティも多義的だが、本稿ではナショナル・アイデンティティを誰がスコットランド人であるの

- か、誰がスコットランド人になれるのかという意味で用いる。
- University. がスコットランドーネーション内における主に政治家と一般人のナショナル・アイデンティティの相違を検証し 管見の限りでは Leith, M and Soule, D. 2011, Political Discourse and National Identity in Scotland, Edinburgh: Edinburgh
- 6 佐藤成基、 Brubaker, R. 1992, Citizenship and Nationhood in France and Germany, Cambridge, MA: Harvard University Press (=2005 佐々木るり訳『フランスとドイツの国籍とネーション― -国籍形成の比較歴史社会学』 明石書店
- (7) Brubaker, R. 1992=2005, 三二八頁。
- 8 のかを把握し、それらを比較するのが困難であるからである。 青写真を提示しているのは独立実現を党是とするスコットランド国民党のみであり、他党がどのように国民を定義している くが更なる権限移譲を求めている一方独立には消極的であり、主権国家として「誰が国民であるか」を規定する市民権法の ここでの政治主導者とは主にスコットランド国民党を指すのが適当であろう。なぜなら、スコットランドの主要政党の多
- (9) 英語の the public、ordinary people を指す。
- 10 Smith, A.D. 1983, Theories of Nationalsim, second ed., London: Duckworth: 211-229
- 11 原百年、2008「ナショナリズム論――エスニック/シビックの二分法の再考」山梨学院大学『法学論集』六二:一三七― and Background, New Brunswick: Transaction Publishers |○四頁。Ignatieff, M. 1993, Blood and Belonging: Journeys into the New Nationalism (=1996、幸田敦子訳 Brubaker, R. 1992 = 2005. Greenfeld, G. 1992, Nationalism: Five Roads to Modernity, Cambridge: Harvard University Press, ―新ナショナリズム6つの旅』 河出書房新社). Kohn, H. 2005, The Idea of Nationalism: A Study in Its Origin 『民族はなぜ殺
- (12) Ignatieff, M. 1993=1996, 一三頁
- (13) Ibid., 一六頁。
- Ethnicity and Nationalism, 8 (3): 543–559. Ozkirimli, U. 2005, Contemporary Debates on Nationalism: A Critical Engagement of the Civic State: A Critical Survey of Hans Kohn's Framework for understanding nationalism", *Ethnic and Racial Studies*, 25 (1): 20-39. Martigny, V. 2008, "The Importance of Culture in Civic Nations: Culture and the Republic in France", Studies in

Anderson, B. 2001, "Western Nationalism and Eastern Nationalism", New Left Review, 9: 31-42. Kuzio, T. 2002, "The Myth

Myths of Civic and Ethnic Nations", SAGE Open: 1-6. Schnapper, D. 2000, Qu'est-ce que la citoyenneté?, Paris: Gallimard (= New York: Palgrave: 24-28. Pöllmann, A. 2012, "Locating Ancestry in Notions of Britishness/Germanness: Beyond Waning ented Approach to National Identity", Nations and Nationalism, 9 (2): 173-193. ならを参照 Critical Review, 10 (2): 193–211. Zimmer, O. 2003, "Boundary Mechanisms and Symbolic Resources: Towards a Process-Ori 長谷川一年訳 『市民権とは何か』風行社). Shulman, S. 2002. Yack, B. 1996, "The Myth of the Civic Nation",

- 15 Weber, M. 1922, Sociologische Grundbegriffe (=1972 $^{\prime}$ 清水幾太郎訳『社会学の根本概念』岩波書店
- ism, New York: State University of New York Press: 131–140. Nielsen, K. 1999, "Cultural Nationalism, Neither Ethnic nor Political Studies, 35 (5): p.559. Kymlicka, W. 1999, "Misunderstanding Nationalism", in Beiner, R. (eds), Theorizing National-Shulman, S. 2002, "Challenging the Civic/Ethnic and West/East Dichotomies in the Study of Nationalism", Comparative
- (17) Shulman, S. 2002: p.559
- 18 例えば、McCrone, D. 1998, The Sociology of Nationalism, London: Routledge, p.9. その他は前掲注 12

Civic", in Beiner, R. (eds), *Theorizing Nationalism*, New York: State University of New York Press: 119–130

- (19) Brubaker, R. 1992=2005, 一八頁。
- れるスコットランド国民党(Scottish National Party)の政党名にも該当する ショナリズムの文脈でも民族ではなくナショナルまたは国民という訳が適当であると考える。これは、時に民族党とも訳さ するというゲルナーの主張からすると彼の定義をトートロジカルにしてしまうかもしれない。因みにスコティッシュ・ナ 2にその生物学的意味から区別するためにナショナルと訳した。ナショナルと訳すと、ナショナリズムがネーションを構築 Gellner, E. 1983, Nations and Nationalism, Oxford: Basil Blackwell: p.1. 邦訳では national は民族と訳されているが、
- Devine, M. 2012, The Scottish Nation: A Modern History, London: Penguin Books, p.660
- 率と獲得議席の動向は Leith, M. and Soule, D. 2011, *Political Discourse and National Identity in Scotland*, Edinburgh: Edinburgh University Press, p.26. の Table 2.1 を参照 一九四五年から二〇一〇年までのイギリス総選挙でのスコットランドにおけるスコットランド国民党を含む四政党の得票
- (3) 投票者でなく有権者の四○パーセントの賛成が住民投票可決の条件とされ
- ここでの民主主義の赤字は、 スコットランドの選挙区では労働党の得票率が高いのに対し、 ウェストミンスターでは保守

- 党が多数派を占め、 スコットランドの民意が英国議会で反映されない状態のことを指す。
- 25 トニー・ブレアは高校まで、 . 2014, Acts of Union and Disunion, London: Profile Books. に拠れば、現首相のキャメロンもスコットランド家系の出身で 後継のゴードン・ブラウンは大学までスコットランドで教育を受けている。
- 26 Nationalist Agenda", *The Political Quarterly*, 83 (1): 69–76 Kingdom", The Political Quarterly, 82 (3): 365-378. McCrone, D. 2012, "Scotland Out the Union? The Rise and Rise of the Hassan, G. 2011, "Anatomy of a Scottish Revolution: The Potential of Postnationalist Scotlad and the Future of the United
- 27 ernment of Scotland: Public Policy Making after Devolution, Edinburgh: Edinburgh University Press, p.54. の表を参照 一九九九年から二○一一年までのスコットランド議会選挙の結果は Hassan, G. 2011, p.366 と Keating, M. 2010, *The Gov*-
- 28 2007「スコットランド議会とスコットランド国民党」『レファレンス』六八一:三二―三三頁を参照
- *ies,* 61(s1): p.158. に拠れば、過半数の議席を得るためには、五○パーセントほどの得票率が必要であるとされる。 Johns, R., Mitchell, J. and Carman, C. 2013, "Constitution or Competence? The SNP's Re-election in 2011", Political Stud-
- 30 Oxford University Press. を参照 スコットランド国民党の歴史に関しては、Mitchell, J., Bennie, L. and Johns, R. 2012, *The Scottish National Party*, Oxford:
- 31 referendum on independence for Scotland (http://www.scotland.gov.uk/Resource/0040/00404789.pdf) (Retrieved 2014/01/10) The Scottish Government. 2012, Agreement: between the United Kingdom Government and the Scottish Government on a
- 32 the Scottish Government HM Government and the Scottish Government. 2013, Scotland's Future: Your Guide to an Independent Scotland, Edinburgh:
- 33 スコットランド国民党躍進の分析は Johns, R., Mitchell, J. and Carman, C. 2013. と McCrone, D. 2012. を参照
- country-1#table)を参照 "Should Scotland be an independent country?" (http://whatscotlandthinks.org/questions/should-scotland-be-an-independent Park, A., Bryson, C., Clery, E., Curtice, J. and Phillips, M. 2013. や直近の調査に関しては What Scotland Thinks.
- 35 Social Research. & ScotCen. 2014, "Referendum campaign is letting down voters, says Scottish Social Attitudes survey" Park, A., Clery, E., Curtice, J., Phillips, M. and Utting, D. 2012, British Social Attitudes: the 29th Report, London:

- ish-social-attitudes-survey/)(2014/02/07 最終閲覧)に拠れば独立後の経済状況への予期の相違が独立支持率を大きく変動 (http://www.scotcen.org.uk/news-media/press-releases/2014/january/referendum-campaign-is-letting-down-voters,-says-scot
- 36 論究』五七(三):二五―四六頁。 山口覚、2007「世界最高の『小さな国』へようこそ:現代スコットランドの変容とホワイト・セットラーズ問題」『人文
- 37 PAPER_2013-34.pdf) (Retrieved 2014/01/15) Series 2013/34: University of Edinburgh (http://www.citsee.ed.ac.uk/working_papers/files/CITSEE_WORKING_ Shaw, J. 2013, "Citizenship in an independent Scotland: legal status and political implications", CITSEE Working Paper
- byre/images/assets/file/Resources% 20Folder/SNP_2002_text.pdf) (Retrieved 2013/11/10). Scottish National Party. 2002, "A Constitution for a Free Scotland" (http://www.constitutionalcommission.org/production/
- ship", *The Independent*, 10 November 1998 (http://www.independent.co.uk/news/blair-attacks-snp-over-citizenship-1183978 The Scottish National Party. 1997, Citizens not Subjects, Ediburgh.´ やゅらせ Goodwin, S. "Blair attacks SNP over citizen itml)においても同様の市民権像が提示されている。 也 The Scottish Government. 2009, Europe and Foreign Affairs: Taking Forward our National Conversation, Edinburgh.
- (4) HM Government and the Scottish Government. 2012.
- 41 樽本英樹、2012『国際移民と市民権ガバナンス』ミネルヴァ書房、第三章を参照
- Smout, T.C. 1994, "Perspectives on the Scottish Identity", Scottish Affairs, 6 winter: p.106
- of Britishness and Scottishness", in Helen, B. and Robert, P. (eds), History, Nationhood and the Question of Britain, Basing. stoke: Palgarave Macmillan: 112-123 Contact: Re-framing Scottish Nationalism", *Scottish Affairs*, 23 spring: 14-26. Ichijo, A. 2004, "Civic or Ethnic? The Evolution McCrone, D. 2001, Understanding Scotland: The Sociology of a Nation, London: Routledge. Heam, J. 1998, "The Social
- 44 ここでの多数派とは居住・出生地・血統という指標を三拍子揃えた人々のことを意味する。
- (45) Shulman, S. 2002. 他に Pöllmann, A. 2012: p.2. も参照
- Scottish Social Attitudes Surveyのデータは主にBond, R. 2006, "Belonging and Becoming: National Identity and Exclu-

- sion", Sociology, 40 (4): 609-626. McCrone, D. and Bechhofer, F. 2008, "National Identity and Social Inclusion", Ethnic and *Racial Studies,* 31 (7): 1245-1266. に引用されたものを用いる。第二次資料とはいえ、SSAS はスコットランド政府の援助 ス・ボンドもデイヴィッド・マクルーンも共にエディンバラ大学の教員であるため、信頼に足るデータであると言えよう。 British Social Attitudes Surveyを行う NatCen Social Research とエディンバラ大学によって実施されており、
- 47 ような主張の正当性の判断材料としても用いられる。 Bond, R. 2006: p.611. この指標は個人が特定のナショナリティへの帰属を主張する際に持ち出されると共に、 他者のその
- 48 release2a/StatsBulletin2A.pdf)(Retrieved 2013/11/15)に拠れば他のブリティッシュ Health, Housing and Accommodation in Scotland-Release 2A" (http://www.scotlandscensus.gov.uk/documents/censusresults/ 人とウェールズ人のスコットランド居住者は人口比率で七・九パーセントを占める。 National Records of Scotland. 2013, "2011 Census: Key Results on Population, Ethnicity, Identity, Language, Religion, (other British) つまりイングランド
- 49 げているのかもしれない。 スコティッシュ訛りで話すということは長年スコットランドに居住していることの証左であると見做され、 数値を押し上
- (50) これは Bond, R. 2006. の見解でもある。
- $\widehat{51}$ Press (=1973、稲葉三千男、滝沢正樹、中野収訳『精神・自我・社会』青木書店)) Mead, G.H. 1934, Mind, Self and Society: From the Standpoint of a Social Behaviorist, Chicago: the University of Chicago
- $\widehat{52}$ のアイデンティティの保持・強化を促進する時代にあっては尚更である。Eriksen, T.H. 2007, "Nationalism and the Internet", Nations and Nationalism, 13 (1): 1-17 エリクセンが記すように disembedding ではなく re-embedding 技術としてのインターネットが移民の出生地で
- 53 University Press. Hussain, A. and Miller, W. 2006, Multicultural Nationalism: Islamophobia, Anglophobia, and Devolution, Oxford: Oxford
- (54) 前掲注(33)、(34)を参昭
- (55) 前掲注(39)に挙げた文書や記事も参照
- 56 ここで留意する必要があるのは、 一般人のネーション理解はネーションのメンバーは誰であるのかということである。 法律や政策に顕現する政治的主導者のネーション理解は国家の成員は誰であるのかであ

- 57 Joppke, C. 2003, "Citizenship between De- and Re-Ethnicization", European Journal of Sociology, 44 (3): 429-458
- 58 Convention on the Avoidance of Statelessness in relation to state Succession (http://conventions.coe.int/Treaty/en/Treaties/ Html/200.htm)を参照。 例えば、世界人権宣言15条(http://www.ohchr.org/EN/UDHR/Pages/Language.aspx?LangID=jpn)や Council of Europe
- (5) Joppke, C. 2003: p.442
- 60 system/uploads/attachment_data/file/274477/scotland_analysis_borders_citizenship.pdf) (Retrieved 2014/02/01) is system/uploads/attachment_data/file/274477/scotland_analysis_borders_citizenship.pdf) HM Government. 2014, "Scotland analysis: Borders and Citizenship"; pp.71–72 (https://www.gov.uk/government/uploads/
- (6) HM Government. 2014: p.72
- 62 scotland.gov.uk/Resource/Doc/47210/0025759.pdf) (Retrieved 2014/01/15) The Scottish Executive. 2004, "New Scots: Attracting Fresh Talent to Meet the Challenge of Growth" (http://www.
- 63 dependent Scotland, The Migration Observatory (http://migrationobservatory.ox.ac.uk/policy-primers/citizenship-borders-andmigration-independent-scotland) (2014/03/05 最終閲覧). を参照。 Home Office. 2014, Scotland Analysis: Borders and Citizenship. Gallagher, J., Citizenship, Borders and Migration in an In-
- 64 (http://www.natcen.ac.uk/media/205573/immigration-bsa31.pdf)(2014/03/05 最終閱覧) NatCen Social Research. 2013, British Social Attitudes 2013: Attitudes to Immigration, London: NatCen Social Research
- 65 Press: chapter 3. Smith, R. 2003, Stories of Peoplehood: the Politics and Morals of Political Membership, Cambridge: Cambridge University
- (66) 前掲注(42)参照。

偏 誠(たかはし まこと)

最終学歴 エディンバラ大学大学院政治・社会科学研究科修士課程所属・現職 慶應義塾大学大学院社会学研究科後期博士課程

専攻領域

ナショナリズム論、

スコティッシュ・ナショナリズム

256